

ソフトウェア利用規約 兼 保守サポート規約

本「ソフトウェア利用規約 兼 保守サポート規約」（以下「本規約」という）は、歯車加工技術研究所がお客様からの委託に基づき、「ソフトウェア利用申込書（兼 注文書）」に記載のソフトウェアの非独占的に使用する権利の提供と、それと同時に保守サポートを実施し、対象ソフトウェアの円滑な利用と、その機能を維持するための条件を定めるものです。具体的な条件については、「ソフトウェア利用申込書（兼 注文書）」に定められます。

本規約に基づくお客様と当研究所間の契約は、お客様が、当研究所所定の「ソフトウェア利用申込書（兼 注文書）」を歯車加工技術研究所に提示し、歯車加工技術研究所がこれを受理した時点で成立するものとします。

[ソフトウェア利用申込書（兼 注文書）の記載事項]

- (1) 対象ソフトウェア
- (2) ご利用者情報
- (3) ソフトウェアの利用と保守条件
- (4) 料金
- (5) 支払方法
- (6) ソフトウェア利用と保守サポート期間
- (7) その他特筆する必要がある場合はその事項

[用語の定義]

本規約にて使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとする

- (1) 「当研究所」とは、歯車加工技術研究所のことをいう。
- (2) 「申込書」とは、ソフトウェア利用申込書（兼 注文書）のことをいう
- (3) 「対象ソフトウェア」とは、申込書に記載のソフトウェアのことをいう
- (4) 「本契約」とは、本規約と申込書による、お客様と当研究所間の契約のことをいう
- (5) 「不具合」とは、適切な利用方法で正常稼動していない状態をいう
- (6) 「復旧」とは、不具合を正常稼動状態にすることをいう。

【ソフトウェア利用規約と保守サポートの条項】

第 1 条（対象ソフトウェア）

本規約における対象ソフトウェアは、契約開始時に提供するものと、本契約期間中に当研究所がお客様に提供する更新版及びバージョンアップ版が含まれる。

第 2 条（使用許諾）

- (1) 当研究所は、お客様に対し、本契約期間中対象ソフトウェアをお客様の事業に使用するために、お客様が管理するコンピューター端末にインストールすることによって使用することを許諾する。（以下、「本許諾」という）
- (2) インストールできるのは、申込書に記載されたコンピューター端末の台数のみである。
- (3) 本許諾にかかる対象ソフトウェアの使用権は、非独占的であり、かつ、再許諾不可、譲渡不能のものとする。

第 3 条（使用料）

- (1) お客様は、当研究所に対し、対象ソフトウェアの使用料と保守サポート料として、当研究所が別途定める料金表に基づく 1 ライセンスあたりの年間使用料を、ライセンス期間開始日の 10 日前までに支払うものとする。対象ソフトウェアの使用期間を更新したときも同様とする。インストールできるのは、申込書に記載されたコンピューター端末の台数のみである。
- (2) お客様は、前項の使用料を、当研究所が発行する請求書に基づき、当研究所が指定する銀行口座への振込送金によって支払う。振込手数料はお客様の負担とする。

第 4 条（権利帰属）

- (1) お客様と当研究所は、対象ソフトウェア及び付属ドキュメントに関連する著作権その他の知的財産権（以下単に「著作権等」という。）が、当研究所に帰属することを確認する。本契約の締結によって、対象ソフトウェアの著作権等が、当研究所からお客様に移転するものではない。
- (2) 当研究所がお客様のためにカスタマイズした部分の著作権等についても、お客様と当研究所が別段の定めをしない限り、前項と同様当研究所に留保されるものとする。ただし当研究所は、当該カスタマイズ部分に含まれるお客様の営業秘密やお客様が提供した素材を他の用途に使用しないものとする。

第 5 条（禁止事項）

お客様は、当研究所の事前の書面による承諾がない限り、次の各号に定める行為を行わない。

- (1) 本契約に定める目的以外の目的で対象ソフトウェアをインストールし、又は使用すること。
- (2) 対象ソフトウェアの使用権を第三者に貸与、譲渡、リース、レンタル、サブライセンスすること。
- (3) 対象ソフトウェアを複製し、改変し、ネットワーク上で配信し、若しくは他の著作権法上の行為を行い、又は逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は他の方法のリバースエンジニアリングを行うこと。
- (4) 対象ソフトウェアの性能を公表すること。

第 6 条（保障 / 非保障）

- (1) 当研究所は、本契約の開始直後に、対象ソフトウェアが当研究所の指定した環境において稼働することを確認し、保証する。
- (2) 前項において対象ソフトウェアが稼働しなかった場合は、本契約の全額の返金に応じるものとする。
- (3) 対象ソフトウェアについて、当研究所はお客様に対し、「現状有姿のまま」で提供するものとし、当研究所は、対象ソフトウェアについての一切の瑕疵担保責任及び保証責任を負わない。ただし、お客様が、対象ソフトウェアの誤りを発見し、当研究所に対して、当該欠陥につき通知をした場合、当研究所は、合理的な期間内に自己が適切と考える修正を行うよう努力するものとする。
- (4) 対象ソフトウェアの稼働開始後、以下の要因により稼働出来なくなった場合については、当研究所は自己が適切と考える対応を行うよう努力するが、一切の責任を負わない。また、返金にも応じない。
 - ・対象ソフトウェアと第三者のソフトウェアとの組合せ
 - ・ネットワークの不調に起因する場合
 - ・対象ソフトウェアが、当研究所以外の者によって、当研究所の承諾なく改変された場合
 - ・その他、当研究所の責めに帰すべからざる事由による場合

第7条（お客様の義務）

- (1) お客様は、対象ソフトウェアを稼働するために必要な仕様を満たしたコンピューター等のハードウェア、周辺機器、OS等の環境を、自らの責任と費用において確保・維持するものとする。
- (2) お客様が前項の義務を怠った場合、当研究所は、瑕疵担保責任、品質保証責任、又はその他一切の責任を負わないものとする。

第8条（第三者による権利侵害）

- (1) 万一、お客様において、第三者が、対象ソフトウェア及び付属ドキュメントに関連する著作権等の全部又は一部を侵害していることを発見した場合、お客様は、当研究所に対し侵害の事実を速やかに報告し、当研究所が当該著作権等を保護するために行う措置に対して、当研究所に援助協力するものとする。
- (2) 前項の場合において、当研究所は、前記第三者の侵害行為を排除するため、前記第三者に対する差止請求等の必要な措置を講じる権利を有する。

第9条（責任の制限）

- (1) 当研究所は、いかなる場合も、間接損害、派生損害、逸失利益、特別の事情から生じた損害（損害発生につき当研究所の予見の有無を問わない）、データの消失、及びその他、本契約に明示的に定めのない金銭責任は一切負わない。
- (2) 本契約に関して、当研究所がお客様の損害賠償責任を負う場合があったとしても、その賠償額は、いかなる場合も、対象ソフトウェアの1年間の使用料金相当額を上限とする。

第10条（譲渡）

- (1) お客様は、当研究所の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位、並びに、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡できないものとする。
- (2) 当研究所は、事業譲渡その他事業再編のために本契約にかかる事業を他者に承継させる場合には、お客様の承諾なく、本契約上の地位、対象ソフトウェアの著作権等、及び対象ソフトウェアの使用許諾権、保守サービス等の実施権利を第三者に譲渡することができる。

第11条（輸出などの禁止）

お客様は、対象ソフトウェアの使用を日本国内に限るものとし、お客様は、対象ソフトウェアを国外に持ち出さないものとする。

第12条（契約期間）

- (1) 本契約の契約期間は、申込書に定める期間とし、契約期間満了後は、再度の申込書による契約により契約期間の更新（延長）とする。
- (2) 契約期間の更新に際し、当研究所は本規約（内容を更新する可能性あり）と申込書を、契約期間満了の32ヶ月前にお客様へ送付するものとする。

改定②により変更

第13条（お客様による中途解約）

お客様が中途解約を申し出る場合は、申込書記載の契約期間中のサポート料金について、お客様は当研究所に支払済のサポート料金の返還を請求しないものとする。

第14条（契約解除）

お客様において、下記の事由が発生したときは、当研究所はお客様に対し、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合においてお客様は当然に期限の利益を喪失し、かつ本許諾は当然に終了する。

- (1) 本契約の違反があったとき
- (2) 使用料または、その他発生した有償作業等の費用が、期限内に支払わないとき
- (3) 破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立のあったとき、又は支払停止があったとき
- (4) 対象ソフトウェアに関する当研究所の著作権その他の権利を侵害し、又は当研究所への権利の帰属を争ったとき

第15条（契約終了後の措置等）

- (1) お客様は、本契約終了後直ちに、対象ソフトウェアの使用を中止しなければならない。
(通常、契約期間満了後は対象ソフトウェアの計算機能を使用出来ないようにプロテクトして配布)
- (2) ただし、対象ソフトウェアから出力されたNCプログラムと、対象ソフトウェア内に残るデータの閲覧は継続して利用可能である。
- (3) 本契約終了後も、本規約 第4条（権利帰属）、第6条（保証/非保証）、第9条（責任の制限）、第10条（譲渡）、第19条（秘密保持）、及び第20条（合意管轄）の規定は存続する。

第16条（保守サポートの範囲）

当研究所は、お客様に対象ソフトウェアの正常な稼働を維持する為に次の各項の保守を行う。

- (1) 不具合発生時の対象ソフトウェアと稼働環境との障害切り分け作業。
 - ・ 障害の切り分け作業は、お客様の協力のもと行うこととする。
 - ・ 不具合の原因が稼働環境の変化に起因するものであった場合、復旧を試みるが保障の対象外
- (2) 不具合の原因が対象ソフトウェアにあった場合の復旧作業。
- (3) 対象ソフトウェアの範囲内における各種問合せに対するオフサイト（遠隔）のサポート。
- (4) 対象ソフトウェアについてシステム上バージョンアップされたものがあれば、そのソフトウェアの入れ替え。
- (5) 最新バージョンのOS や 対象ソフトウェアが使用する市販ソフトウェア（Excel等）の仕様変更やバージョンアップなどによる対象プログラムの不具合修正対応を目的とする、バージョンアップ作業。

第17条（有償サポート）

- (1) オンサイトでの（お客様の元での）サポート。
- (2) お客様においてオペレーターが人事異動等で交替した時の操作指導。
- (3) 前の2項については、別途定める料金表に基づく有償サポートとし、案件ごとに見積を提出。

第18条（保守サポートサービスの時間と方法）

- (1) サポートの対応は、原則として、月～金曜日の9:00～17:30で事前予約制とする。
- (2) オフサイトのサポートは、“Skype” や “Teams” 等のWeb会議システムを利用します。
当研究所からWeb会議システムの利用をお願いしても対応頂けない場合は、十分なオフサイトのサポートを受けられないことをご了承ください。
- (3) 対象ソフトウェアの初回導入時はWeb会議システムの操作指導も保守サポートの対象に含みます。
- (4) ヘッドセット等の必要機材の準備とネットワーク環境は、お客様により事前準備頂くこととする。

第19条（秘密保持）

- (1) 当研究所 及び お客様は、本契約の履行に関して相手方から秘密である旨を表示して開示された技術上、営業上、又は業務上の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の目的外に使用せず、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。
- (2) 前項にかかわらず、次の情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - ・ 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - ・ 相手方から開示を受けた時点で既に保有しているもの
 - ・ 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - ・ 相手方から書面により開示を承諾されたもの
- (3) 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後も存続するものとする。

第20条（合意管轄）

改定②により変更

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、~~富士倉敷簡易裁判所~~または~~静岡岡山地方裁判所~~を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第21条（ソフトウェアの永続性保証）

改定①により第21条を追加

何らかの事情により、当研究所の事業を継続出来なくなり、また、事業の承継も出来なかった場合、当研究所はソフトウェアを契約中のお客様に対し、“使用するPCへのインターロック”や“ソフトウェアの有効期限”等の一切のインターロックを排除した“ソフトウェアとそのソースコード”を提供し、永続的な使用を保証するものとする。

もし、万が一の上記対応も取ることが出来ない不足の事態が起こった場合、当研究所のホームページに記載する“事業の永続性サポート企業”に、上記の“ソフトウェアとソースコード”そして“お客様リスト”のデータを取り出してもらい、事業を継続するか“ソフトウェアとソースコード”を契約中のお客様へ配布するか、どちらかの対応をサポートしてもらうこととする。

（万が一の時のデータの取り出し方は、“事業の永続性サポート企業”にお伝えしている）

※永続性の**保証**とは、お客様の権利や損失の100%の**保障**や**補償**を行うという意味ではなく、不測の事態が発生した場合にも、お客様には永続的にソフトウェアを使用して頂けるよう最善の事前準備を、責任を持って対処しておくということである。

第22条（使用環境の制限）※第5条（禁止事項）への追加

改定③により第22条を追加

- (1) 本ソフトウェアは物理的なコンピューター環境における利用を前提として設計されています。
- (2) お客様は、本ソフトウェアを仮想マシン（Virtual Machine）、エミュレーション環境、クラウド上の仮想化環境、または当社が明示的に認めていないその他の環境において使用することはできません。
- (3) 本ソフトウェアは、非対応環境において起動・実行が試みられた場合、自動的に実行を停止することがあります。これは本ソフトウェアの仕様であり、瑕疵には該当しません。
- (4) 万一、技術的手段を回避する等により、本ソフトウェアが仮想マシンその他非対応環境で動作した場合、当該利用は本契約に違反する不正利用とみなされます。
- (5) 当研究所は、不正利用が判明した場合、当社の裁量によりライセンスを即時に解除し、当該不正利用に起因して発生した損害について一切の責任を負いません。また、お客様は当該不正利用によって当社に生じた損

害を賠償する責任を負うものとします。

初版：2022年02月14日 制定

改定①：2023年08月27日

改定②：2024年12月03日

改定③：2025年10月03日